

# 山口県報

令和5年  
3月31日  
(金曜日)

## 目 次

### ○条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

## 山口県条例第二十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第四号中「事業年度」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 法第七十二条の二十九第五項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日から二月以内

第五十二条第一項中「においては」を「には」に改める。

附則第八条から第九条の三までを次のように改める。

第八条から第九条の三まで 削除

附則第九条の三の二の前に見出しとして「（不動産取得税の減額の申請等）」を付し、同条中「附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条の四第一項」に改める。

附則第九条の三の三第一項中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第五項」

を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条第三項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改める。

附則第九条の三の四第一項中「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に改め、同条第三項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に改める。

附則第九条の四の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「掲げる軽油自動車」の下に「（第八十六条第一項第三号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第九条の五において同じ。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九条の四の十二第二項を削る。

附則第九条の四の十三第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第九条の四の十三第五項を削り、同条第六項中「（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、「バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とう。」とあるのは、「とう。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第九条の五第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。第五項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。第五項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（第五項第四号及び第六項第一号）」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（第五項第五号及び第六項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「（自家用の乗用車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第五項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第八十六条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第八十六条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第八十六条第一項第一号イ(2)」を「同条第一項第一号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第八十六条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス

軽中量車基準」という。)に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「第八十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第三号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ												
	三万五百円	二万五千円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円	二千五百円	二千円

第一項第二号イ							第一項第一号ロ							
	二万二千元	一万八千五百円	一万五千元	一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千元	五万円	四万三千五百円	三万六千元
	五千五百円	五千円	四千元	三千円	二千五百円	二千元	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	九千元

	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ロ													
		一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円
		四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円

第一項第三号イ(2)					第一項第三号イ(1)					第一項第二号ハ(2)			
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円
一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円

第一項第四号口		第一項第四号イ				第一項第三号口								
八千円	六千円	三千九百円	六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	
二千円	千五百円	千円	二千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	



第一項第五号ハ(1)		第一項第五号ロ											第一項第五号イ	
二万五百円	九千三百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	一万円	五千三百円	
五千五百円	二千五百円	二万二千元	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	二千五百円	千五百円	

附則第九条の五第八項を同条第五項とし、同条第九項中「第八十九条の十一第一項」を「第八十九条の十一第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第六項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第二項第二号	八千円	二千円
	六千三百円	千六百元
第二項第一号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
第一項第五号ハ(2)	四千七百元	千二百円
	三千七百元	千円
	二万七千五百円	七千円
	一万三千円	三千五百円

七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円

第四号イ	第一号イ									
	三十九百円	六千三百円	四千五百円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百元	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円
	二千円	三千五百円	二千五百円	二万五百円	一万四千元	一万二千元	一万五百円	九千元	八千元	七千元

附則第九条の五第九項を同条第六項とし、同条第十項中「第五項、第六項又は前二項」を「前二項」に改め、「第六項又は第八項」を削り、「第六項、第八項又は第九項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十四条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第四十六条第一項第四号及び第五号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の改正前の山口県税賦課徴収条例第四十六条第一項第四号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第九条の五の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。